

# 企 画





# 企

# 画

## 1 歴 代 三 役

### 市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S.12.12.30	S.16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穰	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穰	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穰	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H. 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H. 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	

### 助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S.12.12.21	S.15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 続 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S.49. 6.29	S.53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H.元.12.31
18	加 藤 照 光	H. 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H.19. 4. 1	

### 収 入 役

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S.12.12.21	S.16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H.元.12.31
16	高 橋 昭 博	H. 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

## 2 第四次長期総合計画

### (1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に新居浜市長期総合計画を策定して以来、三次にわたり市政の総合的かつ基本的な指針として、経済、社会情勢の変化に対応した計画を策定し、総合的及び計画的な行財政運営の展開を図ってきた。

平成2年に「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本目標とした第三次新居浜市長期総合計画を策定し、21世紀を目指したまちづくり実現のため、諸施策を積極的に推進し、一定の成果を収めてきた。

しかし、21世紀が到来し、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展、産業構造の変化など社会経済情勢は大きく変化しており、本市を取巻く地域の状況も瀬戸内三橋時代を迎え、四国縦貫・横断自動車道が延伸され広域的な交通アクセスが整備されるなど大きく変貌しようとしている。

このような新しい潮流の中で、本市の抱える課題に的確に対応するため、第三次長期総合計画を新たな視点で見直し、第四次長期総合計画が平成13年6月に策定された。

### (2) 基本構想

本市がめざす新しいまちづくりの基本方向を示すもので、都市づくりの理念及び将来の目標、都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものとしている。

#### ア 策定の基本指針

前長期総合計画の見直す視点として時代の潮流と新居浜市の課題を整理した。

- (ア) 少子高齢化及び男女共同参画の進展
- (イ) 国際化の進展
- (ウ) 高度情報化の進展
- (エ) 地球環境問題の深刻化
- (オ) 産業構造の変化
- (カ) 価値観及び生活様式の多様化
- (キ) 広域的な交流連携
- (ク) 自己責任社会の進展

これらに、地域の資源を時代に合わせて有効活用し、個性的なまちづくりを進めるために、新居浜市の資源を整理して基本的な考え方を策定した。

#### イ 期間

この計画は平成13年度を初年度とし、目標年度を平成22年度とする。

#### ウ めざす都市像

市民一人ひとりが新居浜に住んで良かったと心から感じ、誇りに思うことができるまち、人間と自然を尊重しつつ瀬戸内の拠点都市として文化の薫る活力あるまちを、市民一人ひとりのエネルギーを結集した生涯学習によるまちづくりをとおり、創造するため

～共に創ろう～

「心と技と自然が調和した誇れる新居浜」を目指すものとする。

### (3) 基本計画

基本構想において設定された施策の大綱を具体化し、目標達成のために必要な基本的施策を体系的に示す市政の基本計画で、実施計画の基礎となる施策を決定するもので、基本的政策評価指標、自立・連携による共に創る重点事業、大綱別基本計画で構成されている。

#### ア 基本的政策評価指標

「基本的政策評価指標」は、これから新居浜市が行う政策の目標をどの程度に掲げるのか、その成果はどうなっているのかを客観的に明らかにするためのもので、「政策評価」として制度化し、達成状況を追跡調査し、この結果を市民意向調査などによる市民満足度と合わせて検討することにより、政策の選択や重点化につなげていこうとするものである。

27項目(35種類)の指標を設定したが、主な指標として次のようなものがある。(中間年平成17年、最終年平成22年)

- (ア) 定住人口(中間年に125,000人、最終年に130,000人を目指す。)
- (イ) 幹線道路整備率(中間年に47%、最終年に51%を目指す。)
- (ウ) 市内総生産(中間年に4,600億円、最終年に5,100億円を目指す。)
- (エ) 市ホームページアクセス件数(中間年に20万件、最終年に40万件を目指す。)
- (オ) 男女共同参画指標(審議会の女性参画率を中間年で30%、最終年に50%を目指す。)

ほかに22項目の指標が設定されている。

#### イ 自立・連携による共に創る重点事業

これまでのような右肩上がりの成長が期待でき

ない見通しのなかで、これからは、優先度や効果を考慮した政策の選択が求められている。

このため、市民にとって重要度、緊急度のより高いものは何かという観点から、次の項目を選定し、優先的に実施することとした。

- (ア) 広域連携、市町村合併の推進
- (イ) 新居浜の顔(新居浜駅周辺)づくり
- (ウ) 多様な産業立地とものづくりを支える風土づくり
- (エ) ごみのない美しいまちづくり
- (オ) 子育て支援体制づくり
- (カ) 市民参画による地域の公共生活空間づくり  
ほかに13項目の重点事業が設定されている。

#### ウ 大綱別基本計画

次に示す大綱の各施策ごとに現況と課題、基本計画を体系順にまとめている。

- (ア) 魅力あふれる交流連携のまちづくり
- (イ) 人と自然が調和した安心で快適なまちづくり
- (ウ) 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり
- (エ) にぎわいと活力にみちたまちづくり
- (オ) 豊かな心と創造性を育むまちづくり
- (カ) ともにつくる自立したまちづくり

#### (4) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

#### (5) 基本計画の見直し(後期戦略プランの策定)

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度として策定した第四次長期総合計画が平成17年度に中間年を迎えたことから、後期5年間における10カ年実施計画のさらなる着実な推進を目的として、次の5つの視点から基本計画の見直しを行った。

- (1) 総花的総合計画から戦略プランへの転換
- (2) 確かな財政計画に裏付けされた歳入準拠の計画
- (3) 課題解決のための「選択と集中」
- (4) 行政評価との連動によるPDCAサイクルの確立
- (5) 次期長期総合計画の策定を視野に入れた見直し

また、見直し作業においては、職員で組織した長期総合計画策定委員会と市民で組織した長期総合計画審議会の2つの組織による共同作業を行うとともに、広く市民の意見を募集する市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施することにより、「戦略」「市民」「職員」を意識したものとした。

この結果、259項目あった基本計画については事業の統廃合を行い、231の基本計画とし、そのうち57項目の後期重点項目を設定することにより、実効性のある「後期戦略プラン」として策定した。

## 3 施政方針(平成22年度)

### ○昨年を振り返って

平成21年を振り返りますと、政治では、日本における鳩山新政権の誕生、アメリカにおけるオバマ新政権の誕生と、日米での政権交代という大きな節目の年になりました。

経済では、一昨年秋の米国に端を発する世界規模の金融・経済危機が収束に向かい、日本経済においては、景気は緩やかに持ち直してきているものの、景気の先行き不透明感が根強く、円高とデフレの逆風が心配される年でありました。こうした景気の低迷は、地域経済にも影響し、雇用情勢も回復せず、厳しい経済・景気状況が続いているところでございます。

このような中、私は、平成21年度を「実感・実現・実行」の年として位置付け、選挙で実感した民意の実現、公約の実現を目指して、諸施策を実行し、地域の活力と、生活の中での安心・安全を実感していただけるまちづくりに取り組んでまいりました。

まず、緊急経済対策として公共工事の新規発注や前倒し発注などに取り組むとともに緊急雇用対策、ふるさと雇用事業に取り組み、雇用の創出に努めてまいりました。

医療の分野では、内科・小児科急患センターの充実に取り組み、深夜帯の小児科専門救急の診療が4月から始まり、11月末には市役所の南側に拡充移転をすることができました。

また、環境の分野でも6月にはレジ袋の無料配布の中止、そして11月には地球高温化対策地域協議会を立ち上げることができました。ごみの新しい分別も10月からスタートし、市民の皆様のご協力によりごみ減量に取り組み、環境における先進的な役割を果たせた年ではなかったかと思えます。また、新居浜駅前を中心とした道路整備、角野船木線の第1工区の開通、12月には高津消防分団詰所が落成、国領川緑地整備や中萩きらきら公園の整備にも着手したところでございます。

さらに、基本的な計画として国際化基本計画、人権施策基本方針、障害者福祉計画の策定、安全安心のま

ちづくり条例の制定とこれからのまちづくりの基本になる計画など重要な方針を示すことができた年でもありました。

そして、明るい話題として文化、スポーツ面での児童生徒たちや、新居浜出身の方々の活躍がありました。政治経済が不安定な中、市民に夢と希望を与えてくれたことに感謝しています。

#### ○基本姿勢

続いて平成22年度の基本姿勢について申し上げます。

まず、第1点目は地域主権時代への対応であります。私は就任以来一貫して、市政運営の基本理念は「自立・連携のまちづくり」を実現することにあると申し上げてまいりました。これは公の概念を広くとらえ、行政、市民、企業それぞれが自立した対等の立場で連携しながら、まちづくりを行わなければならないという気持ちからでした。

現在、地方自治法の根本的改正も検討されるなど、従来にも増して、基礎自治体の役割と自主性をさらに拡充する方向に大きく進んでいくものと予測されます。

しかしながら、地方は人口減少や少子高齢化、財政難、また、年金や医療、介護保険など、社会保障を中心とした将来への不安や市民生活に密接に関わる多くの課題に直面しています。これまでも、これら課題解決のため、本市の財政状況をはじめとする市政の状況を市民の皆様公表し、共通理解のもと市民の皆様と行政とが一緒になったまちづくりに取り組んできました。

今後はより一層その思いを強くして、限られた財源や職員において、行政自らが地域主権時代を担える人材、また、市役所組織となっているのかを常に意識しながら、行政が担うべき領域とは何か、市民にとって真に必要な行政サービスとは何かを市民の皆様と議論し、最小の軽費で最大の効果、堅実な行財政運営を行い、持続可能な自立・連携のまちづくりを目指してまいります。

第2点目は、第四次新居浜市長期総合計画の完遂です。第四次新居浜市長期総合計画は、平成22年度で最終年度を迎えます。長期総合計画は、市のまちづくりの基本方針を示すものであり、第四次新居浜市長期総合計画の目指す都市像は、「共に創ろう 心と技と自然が調和した誇れる新居浜」でありました。この目指す都市像を実現するために、6つのまちづくりの目標を立て、「市民が主役」の理念のもと、市民の皆様方、議員各位の温かいご理解とご協力を賜りつつ、この目指す都市像の実現に向け、今日まで取り組んできました。

基本計画の大部分につきましては、事業実施または着手をするなど一定の成果を収めることができたと思っております。残すところあと1年余りとなりますが、事業の総仕上げを目指してまいります。

第3点目は、第五次新居浜市長期総合計画の策定であります。

第四次新居浜市長期総合計画は、目標年度を平成22年度としておりますことから、平成23年度を初年度とする向こう10年間の次期計画であります第五次新居浜市長期総合計画の策定を現在、進めております。第五次新居浜市長期総合計画におきましては、第四次新居浜市長期総合計画の成果を検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢の分析、市民、各種団体、企業のニーズや意見を取りまとめ、市民の英知と創意により、本市の望ましい将来像を見据えた第五次新居浜市長期総合計画策定に努めてまいります。

私は、この重要な節目にその進むべき方向を見誤ることなく、平成23年度からの第五次新居浜市長期総合計画という新たなステージへ力強く進めるよう、全力で取り組んでまいります。

## 4 行政改革

近年、地方自治体を取り巻く行財政環境が厳しさを増す一方、人口の高齢化、高度情報化社会への移行、国際化の進展、国民の価値観の多様化といった新しい、しかも急速な社会変化の中で行政課題や市民の行政に対するニーズは複雑多様化しており、新しい時代の要請に的確に応える効率的な行政運営が今日強く求められているところである。

本市では、二度にわたるオイルショック以降、行財政運営の効率化を図るため昭和42年以降の「職員定数不拡大方針」を堅持して、事務事業の見直し、組織機構の改革、給与及び職員定員管理の適正化、民間委託、OA化等行財政改革を進めてきたところである。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき、行政改革を推進してきたところであるが、平成14年度から18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定、さらにはそれらを踏襲しながら、新しい時代の自治体運営のシステムの確立を目指して、平成19年度から平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、市民満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取

り組んでいる。

## (1) 機構改革

本市の組織機構は、昭和37年部制がスタートして以来、今日までその時々の行政課題に対応するための組織改革を数次にわたって実施してきたところである。

現在、全国的に市町村の再編が進みつつある中で、地方の自主・自立を確立していかなければならない。そのためには、最少の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本原則に基づいた組織運営が求められている。

平成15年度には、第四次長期総合計画を効率的に執行し、また、職員個々の能力と組織の力をより発揮させうる組織の確立を図るため大幅な機構改革を実施した。

## (2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。  
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置

- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。  
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託  
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。  
課(室)の所属、名称、所管等の変更。  
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。  
主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合  
端出場温泉保養センターの設置  
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
- 5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
- 6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管

- 理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
  8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
  9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
  10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等  
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。  
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
  11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
  12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
  13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置
  14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
  15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
  16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。  
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。  
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
  17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。  
選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
  18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
  19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
  20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。  
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
  21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
  22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。

## 5 広聴・広報相談

### (1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

モニターの数 16人（任期1年）（H22年度）  
 任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実を図る。会議などに参加し、市政に対する意見や提言を行う。

### (2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、平成13年度より市長への手紙受付を開始し、市民の声を行政に反映させることとしている。

### (3) まちづくり校区集会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として開催し、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

小学校区別に開催  
 平成21年度 7/6～8/11

#### 〈校区集会の内容〉

- 市長から市の重点事業について説明
- 意見交換
  - (1) 新居浜市連合自治会設定課題「環境美化」
  - (2) 校区設定の市政課題
  - (3) 校区別地域課題
  - (4) その他（意見・要望など）

平成21年度広聴票（部名別）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査	5 参 考	6 な い せ	7 そ の 他	
福 祉 部	1	児童公園の整備について	1						1		1
市 民 部	2	自治会館の整備について	1							2	2
		その他	1								
環 境 部	4	河川・水路の整備について	2		4						4
		その他	2								
経 済 部	1	水路の補修について	1		1						1
建 設 部	12	道路の補修について	3								
		道路の整備について	7		3	8			1		12
		都市公園について	1								
		その他	1								
消 防 本 部	2	消火栓の設置について	1		1		1				2
		空き家について	1								
合 計	22		22	0	9	8	1	0	2	2	22

平成21年度 市長への手紙

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計	
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 近 以 次 年 降 度	4 検 調 査 討 .	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他		
企 画 部	16	駅周辺整備について	9			2		5		2	9	
		その他	7	1				2		4	7	
総 務 部	29	市役所職員について	11	1	2			7	1		11	
		市役所庁舎について	15	2				4	2	7	15	
		その他	3	3							3	
福 祉 部	44	生活保護について	11	1				3	1	6	11	
		障害者について	3					1		2	3	
		地域包括支援センターについて	1							1	1	
		介護について	3	1			1			1	3	
		放課後児童クラブについて	2	2							2	
		国保について	5						3	1	1	5
		保健センター業務について	7						7			7
その他	12	1	1				3		7	12		
市 民 部	20	広報広聴・相談について	8	1				4		3	8	
		自治会について	4					1		3	4	
		その他	8	2				3	3		8	
環 境 部	41	ごみ処理について	12	1				7	1	3	12	
		河川について	8		1	1	1	3		2	8	
		下水道について	6	2				2		2	6	
		環境保全(野焼き等)について	3					1		2	3	
		衛生(墓地・犬猫等)について	8				1	3	2	2	8	
		その他	4				1	1		2	4	
経 済 部	18	観光について	3		1			2			3	
		交通について	9			3		4		2	9	
		その他	6					4	1	1	6	
建 設 部	49	公園整備等について	7		1			4	1	1	7	
		区画整理について	5	1				2	1	1	5	
		道路舗装・改修について	18	2	4		1	4	1	6	18	
		交通安全対策について	5		1		1			3	5	
		市営住宅について	5		1				2	2	5	
		その他	9	1	2	1	1	3		1	9	
教 育 委 員 会	38	小・中学校について	7	1			1	3		2	7	
		体育施設について	6	2				3		1	6	
		文化施設について	8	1		1		4		2	8	
		公民館について	3	1						2	3	
		図書館について	1					1			1	
		発達支援について	3							3	3	
		その他	10			1		5	1	3	10	
消 防 本 部	2	消防について	2	1						1	2	
議 会 事 務 局	3	市議会について	3							3	3	
そ の 他	22		22					3	1	18	22	
総 計	282		282	28	14	9	8	102	19	102	282	

## 6 市 政 広 報

### (1) 広 報

#### ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月1回	平成19年11月3日 (5年に1回)
発行部数	1回 45,300部	2,000部
版 型	A4版	A4版
経 費	1,051万円	88万円
単 価	22円 (32頁・消費税含まず)	440円 (44頁・消費税含む)
配布対象	全戸	記念式典ほか
配布方法	自治会組織などを通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行70周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心に紹介

#### イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

利用しやすいホームページを目指し、平成20年2月に全面リニューアルを行った。

#### ウ CATVによる広報

CATVアナログ12チャンネル・デジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

また、「インフォにはま」は15分の文字情報番組で市民に身近な生活情報を伝達する。

#### エ テレホンガイドにはま

市役所での各種届出や手続き方法、施設の案内、イベント情報などを電話で提供している。

平成14年度からは、新居浜市のホームページ上の情報を音声情報で提供する、テレホンブラウザ

システムを導入した。

#### オ 声の市政だより

視覚障害者に市政に関する情報（市政だよりから抜粋）を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声（テープ）で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

#### カ メールマガジン

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成17年2月1日から新居浜eネットとして運用を開始し、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

## 7 情 報 政 策

### (1) 事務改善

#### ア 電子計算処理の推進

##### (ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム

- (漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。
  - 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
  - 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
  - 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
  - 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
  - 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
  - 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
  - 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
  - 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
  - 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
  - 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
  - 平成16年度～平成18年度 新基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より新基幹業務システムでの運用を段階的に開始した。
  - 平成19年度 新基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
  - 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
  - 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
  - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
  - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
  - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
  - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
- (ウ) 電子計算機の変遷
- a 住民情報システム(オンラインシステム)
- 昭和55年3月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM4331-J01(記憶容量1MB)を導入した。
  - 昭和60年 日本アイ・ビー・エム(株) IBM4361-K03(記憶容量2MB)を導入してオンラインの二重化を行った。
  - 昭和62年度～昭和63年度 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9377-90(記憶容量8MB) 2台を導入した。
  - 平成9年7月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9672-RA2(記憶容量120MB)に更新した。
  - 平成13年7月 外部記憶装置を90GBから420GBに容量を増設した。これにより増え続けるシステムやデータに対する記憶容量不足への不安を解消した。
  - 平成18年度 新基幹業務システム構築のため、システム運用・管理サーバとして(株)日立製作所HA 8000、業務システムサーバとして、同じBS 1000 A、計28台のサーバ及び外部記録装置として、同AMS 500(5,612GB)等の機器を導入した。
  - 平成20年度 基幹業務システム外部記憶装

置(株)日立製作所AMS 500の容量を5,612 GBから6,196 GBに増設した。これにより増え続けるデータに対する記憶容量不足を解消した。

b 内部情報処理システム(財務会計、上下水道管理、介護保険)

- 平成2年度 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 B50を導入した。
- 平成5年 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 F45(記憶容量32MB)に更新した。
- 平成10年7月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9406-620に更新した。
- 平成15年6月 日本アイ・ビー・エム(株) IBM AS/400 i810に更新した。

イ O A化の推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の

効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市O A調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にO A機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なO A研修を実施し、広く職員にO A感覚、O A意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	戸 籍
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
福 祉 課	福 祉 手 当
福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
介 護 福 祉 課	老 人 措 置
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳

(22.4.1 現在)

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
児 童 福 祉 課	子 ども 手 当
児 童 福 祉 課	児 童 扶 養 手 当
児 童 福 祉 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
児 童 福 祉 課	保 育
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	予 算 書 作 成
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
下 水 道 管 理 課	下 水 道 使 用 料
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励
水 道 局 総 務 料 金 課	水 道 料 金

部 局	区 分	庁 内 L A N			基幹業務システム	合 計
		情報政策課 管 理 分	その他	小 計		
企 画 部		89	4	93	38	131
総 務 部		88	21	109	66	175
福 祉 部		182	20	202	72	274
市 民 部		65	4	69	32	101
環 境 部		39	34	73	5	78
経 済 部		42	12	54	2	56
建 設 部		37	57	94	3	97
出 納 室		8	0	8	1	9
議 会 事 務 局		9	0	9	0	9
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		0	30	30	1	31
監 査 委 員 事 務 局		5	0	5	0	5
農 業 委 員 会 事 務 局		7	0	7	2	9
水 道 局		21	37	58	8	66
教 育 委 員 会 事 務 局		43	3	46	4	50
教育機関(小中学校・公民館ほか)		74	13	87	0	87
消 防		63	0	63	0	63
港 務 局		0	14	14	0	14
土 地 開 発 公 社		14	0	14	0	14
サ ー バ ル ー ム		29	7	36	28	64
合 計		815	256	1,071	262	1,333

## 8 地域情報化の推進

### (1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシ

ステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

### ○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在アナログ12チャンネル、デジタル75チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 19,846世帯、インターネット及びWiMAX 7,474世帯(平成22年3月31日現在)となってい

る。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は41.8%となっている。)

同社の自主制作番組は3チャンネルあり、「ニュースチャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

設立年月日 昭和63年3月17日  
所在地 坂井町二丁目3番17号  
(新居浜テレコムプラザ2階)  
資本金 4億9,550万円

#### ○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号  
☎33-5200  
資本金 2億7,000万円  
敷地面積 4,266㎡  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建  
建物面積 4,244㎡  
竣工 平成3年2月28日

## 9 地域開発

### (1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

## 10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

これらの世界に誇りえる別子銅山の「近代化遺産」を保存・活用・情報発信し、市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置した。平成21年8月に旧山根製錬所煙突をはじめとする5つの建造物・構造物が新たな登録有形文化財となり、「生きた博物館都市」の実現を図っている。

## 11 駅周辺地区整備

JR新居浜駅周辺地区の整備については、平成20年3月に策定した駅周辺地区整備計画に基づき、にぎわいづくりの核となる総合文化施設の建設に向け、芸術文化関係者との意見交換、市出身の芸術家を招聘してワークショップ形式の運営準備事業を行った。

また、駅の北側は土地区画整理事業による都市基盤整備と土地の再編を行ってきたが、駅南地区を結ぶ老朽化した跨線橋や、不足している駐車場、駐輪場等の整備が求められている。このため、土地区画整理事業と併せて市道専売公社南通り線の改良や駅前広場(北側、南側)、南北連絡通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレなどの公共施設を段階的に整備し、利便性・快適性といったサービスの向上を図る。

また、テレコムプラザ周辺の大街区については、地権者等の協力の下、民間商業施設の進出事業者が決定した。

## 12 東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業

愛媛県管理の東予港(東港地区)において、東予港港湾計画に位置づけられた工業用地において、臨海工業用地造成事業を施行する。

本事業により、住友化学株式会社愛媛工場の防災機能の向上による市民生活の安全性の確保、生産活動支援による新居浜市の経済発展、新居浜港(東港地区)の整備促進を図る。

- ・埋立面積 4.3ha
- ・事業概要 平成22年度～平成27年度(予定)

平成22年度は、公有水面埋立免許を取得し、事業着手を予定している。

## 13 予 算

### (1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計	年度 区分	20		21		22	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		41,599,966	53.9	40,143,841	52.0	46,037,489	56.9
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	14,613	0.0	300,821	0.4	63,646	0.1
	渡 海 船 事 業	126,063	0.2	134,823	0.2	127,232	0.2
	住宅新築資金等貸付事業	42,238	0.1	74,478	0.1	20,650	0.0
	平 尾 墓 園 事 業	33,354	0.0	144,080	0.2	18,094	0.0
	公 共 下 水 道 事 業	7,046,381	9.1	8,096,892	10.5	5,278,383	6.5
	工 業 用 地 造 成 事 業	—	—	—	—	954,014	1.2
	国 民 健 康 保 険 事 業	12,540,190	16.2	12,888,888	16.7	12,891,280	15.9
	老 人 保 健 事 業	1,292,830	1.7	75,418	0.1	925	0.0
	介 護 保 険 事 業	9,576,533	12.4	10,170,482	13.2	10,676,484	13.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,539,503	2.0	1,719,697	2.2	1,583,693	2.0
	小 計	32,211,705	41.7	33,605,579	43.6	31,614,401	39.1
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,066,714	4.0	2,956,519	3.8	2,982,861	3.7
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	339,745	0.4	440,593	0.6	291,070	0.3
	小 計	3,406,459	4.4	3,397,112	4.4	3,273,931	4.0
	合 計	77,218,130	100	77,146,532	100	80,925,821	100

## (2) 平成22年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)			
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比		
自主財源	市	税	17,512,385	38.0	人	件	費	7,969,554	17.3		
		分担金及び負担金	805,298	1.7	物	件	費	6,066,933	13.2		
		使用料及び手数料	799,242	1.7	維持	補修	費	326,278	0.7		
		財産収入	55,329	0.1	扶助		費	9,288,987	20.2		
		寄附金	10,000	0.0	補助	費	等	2,419,892	5.3		
		繰入金	719,205	1.6	公債		費	5,806,940	12.6		
		繰越金	900,000	2.0	出資金及び貸付金			1,110,700	2.4		
		諸収入	1,798,911	3.9	繰出金及び積立金			4,496,155	9.8		
		小計	22,600,370	49.0	予備		費	30,000	0.0		
	依存財源		地方譲与税	351,000	0.8	小計			37,515,439	81.5	
		利子割交付金	70,000	0.2	投資的経費	公共	事業費	5,146,449	11.2		
		配当割交付金	11,000	0.0		単独	事業費	3,345,601	7.3		
		株式等譲渡所得割交付金	6,000	0.0		災害復旧	事業費	30,000	0.0		
		地方消費税交付金	879,000	1.9		小計			8,522,050	18.5	
		ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.1							
		自動車取得税交付金	71,000	0.2							
		地方特例交付金	199,000	0.4							
		地方交付税	5,772,000	12.5							
		交通安全対策特別交付金	27,000	0.1							
		国庫支出金	5,931,418	12.9							
		県支出金	3,512,001	7.6							
		市債	6,569,700	14.3							
	小計	23,437,119	51.0								
合計			46,037,489	100	合計			46,037,489	100		

## (3) 平成22年度一般会計財源内訳

		(歳出)				(単位：千円・%)	
科目	財源	当初予算額	特定財源			一般財源	一般財源充当率
			国県支出金	地方債	その他		
議会	費	359,006	—	—	—	359,006	100
総務	費	4,456,084	369,967	330,300	212,002	3,543,815	79.5
民生	費	18,120,102	7,876,770	1,161,900	1,111,021	7,970,411	44.0
衛生	費	4,449,820	58,591	16,000	224,026	4,151,203	93.3
労働	費	332,926	14,270	—	295,000	23,656	7.1
農林水産	業費	688,945	155,045	74,000	2,597	457,303	66.4
商工	費	1,608,541	39,375	7,600	898,388	663,178	41.2
土木	費	3,921,537	566,202	1,371,800	244,699	1,738,836	44.3
消防	費	1,246,878	—	43,100	48,287	1,155,491	92.7
教育	費	4,984,803	363,199	1,321,000	98,636	3,201,968	64.2
災害復旧	費	30,000	—	—	—	30,000	100
公債	費	5,808,368	—	—	223,805	5,584,563	96.1
諸支出	金	479	—	—	479	—	0.0
予備	費	30,000	—	—	—	30,000	100
計		46,037,489	9,443,419	4,325,700	3,358,940	28,909,430	62.8



# 14 決算(平成21年度)

(速報値)

コード番号	382051	市町村 類型	Ⅲ-2
ふりがな	にいほまし		
市町村名	新居浜市		

人口		面積	人口密度	人口集中 地区人口	産業構造				
国調	17年	123,952	km <sup>2</sup> 234.30	人 529	区分	第1次	第2次	第3次	
	12年	125,814				90,171人	1,176	18,648	36,011
	増加率	△ 1.5	40.1.1以降の合併状況			就業人口	17年 国調	2.1%	33.3%
住民 登録	22.3.31	125,413	H15.4.1 別子山村と合併			12年 国調	1,134	21,053	35,159
	21.3.31	125,689					2.0%	36.7%	61.2%

区分	平成20年度	平成21年度	区分	指数等	指定団体等 の状況
歳入総額	A 41,801,744	45,206,708	21年度交付税種地区分	I-4	
歳出総額	B 40,465,941	43,719,382	基準財政需要額 千円	20,382,397	過疎離島特農
歳入歳出差引額(A-B)	C 1,335,803	1,487,326	基準財政収入額 千円	15,670,749	山振新産都
翌年度へ繰越すべき財源	D 384,671	531,028	標準財政規模 千円	26,644,710	広域市町村圏
実質収支(C-D)	E ア 951,132	イ 956,298	実質赤字比率	-	
単年度収支	F △ 31,353	イ-ア 5,166	連結実績赤字比率	-	
積立金	G 11,769	510,000	実質公債費比率	(単) 5.4% (3年) 9.1%	
繰上償還金	H 226,663	136,017	将来負担比率	24.0%	事務の共同 処理の状況
積立金取り崩し額	I 493,713	1,010,000	水道事業会計	-	
実質単年度収支(F+G+H-I)	J △ 286,634	△ 35,817	工業用水道事業会計	-	税務事務 後期高齢者医療
一般職員等 ※職員数はH22年4月1日現在数、給料月額はH22年4月分			資本不足比率	-	
区分	職員数 A 人	給料月額 B 千円	1人当たり給料 B/A 円	財政力指数	(単) 0.769 (3年) 0.850
一般職員	621	212,156	341,636	実質収支比率	3.6%
教育公務員	11	4,620	420,000	公債費比率	8.9%
消防職員	123	37,495	304,837	起債制限比率	(単) 6.1% (3年) 8.7%
技能労務職員	35	13,058	373,086	積立金現在高 千円	10,460,366
臨時職員	-	-	-	地方債現在高 千円	47,146,269
合計	790	267,329	338,391	収益事業収入額 千円	-

区分	職員数 A 人	給料月額 B 千円	1人当たり給料 B/A 円	財政力指数	(単) 0.769 (3年) 0.850
一般職員	621	212,156	341,636	実質収支比率	3.6%
教育公務員	11	4,620	420,000	公債費比率	8.9%
消防職員	123	37,495	304,837	起債制限比率	(単) 6.1% (3年) 8.7%
技能労務職員	35	13,058	373,086	積立金現在高 千円	10,460,366
臨時職員	-	-	-	地方債現在高 千円	47,146,269
合計	790	267,329	338,391	収益事業収入額 千円	-
特別職等				債務負担行為額 千円	765,250

公営事業の状況	事業名	法適用の有無	収支額 千円	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人	区分	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額 円
	宅地造成	無	16,243	0	0	市町村長	18.4.1	994,000
交通	無	0	101,582		7	副市長	18.4.1	810,000
公共下水道	無	0	1,512,606		20	収入役	-	-
港湾整備	無	0	439,010		1	教育長	18.4.1	683,000
老人保健	無	118,101	598		0	議会議長	18.4.1	584,000
国民健康保険	無	0	817,480		24	議会副議長	18.4.1	529,000
介護保険	無	165,617	1,429,581		23	議会議員(26人)	18.4.1	492,000
後期高齢	無	70,046	284,801		6	収支額 千円		0
観光施設	無	0	60,539		6	普通会計からの繰入額 千円		817,480
						加入世帯数 世帯		17,579
						被保険者数 人		28,323
						一世帯当たり保険料調定額(医療分) 円		109,112
						被保険者一人当たり保険料調定額(医療分) 円		67,543
						被保険者一人当たり費用(医療分) 円		301,158

市町村名	新居浜市		類型	Ⅲ-2	性質別歳出						
区分	歳入				区分	歳出					
	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源K 千円	Kの構成比 %		決算額 千円	構成比 %	税等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	臨時財政対策債等を除いた経常収支比率 %
地方税	18,587,636	41.1	17,536,812	72.1	人件費	7,461,810	17.1	6,712,133	6,355,032	24.6	26.1
地方譲与税	370,812	0.8	370,812	1.5	うち職員給	4,805,653	11.0	4,252,615	4,247,026	16.5	17.5
利子割交付金	76,869	0.2	76,869	0.3	扶助費	7,615,582	17.4	2,292,256	2,075,056	8.0	8.5
配当割交付金	19,600	0.0	19,600	0.1	公債費	5,511,366	12.6	5,270,106	5,134,089	19.9	21.1
株式譲渡所得割交付金	11,652	0.0	11,652	0.1	内 元利償還金	5,511,366	12.6	5,270,106	5,134,089	19.9	21.1
地方消費税交付金	1,118,475	2.5	1,118,475	4.6	内 一時借入金利子	0	0.0	0	0	0.0	0
ゴルフ場利用税交付金	47,120	0.1	47,120	0.2	小計	20,588,758	47.1	14,274,495	13,564,177	52.5	55.8
軽油・自動車交付金	74,854	0.2	74,854	0.3	物件費	5,873,325	13.4	4,877,586	3,758,217	14.6	15.5
地方特例交付金	200,689	0.4	200,689	0.8	維持補修費	271,334	0.6	210,393	210,393	0.8	0.9
地方交付税	5,555,417	12.3	4,759,951	19.6	補助費等	3,758,824	8.6	1,611,491	359,106	1.4	1.5
内 普 通	4,759,951	10.5	4,759,951	19.6	繰入金	5,931,980	13.6	5,442,593	3,100,630	12.0	12.8
特 別	795,466	1.8	-	-	投資出資金・貸付金	1,069,732	2.4	1,500	0	0.0	0.0
交通安全対策特別交付金	25,541	0.1	25,541	0.1	積立金	564,546	1.3	537,447	計	81.3	86.3
分担金・負担金	508,988	1.1	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0	経常経費充当一般財源 20,992,523千円		
使用料	827,143	1.8	68,051	0.3	投資的経費	5,660,883	13.0	2,952,011	臨時財政対策債 1,499,308千円		
手数料	257,286	0.6	0	0.0	うち人件費	137,496	0.3	117,749			
国庫支出金	7,845,813	17.4	-	-	普通建設事業費	5,660,883	13.0	2,952,011			
県支出金	2,396,611	5.3	-	-	内 補助	1,668,303	3.8	156,363			
財産収入	189,420	0.4	0	0.0	内 単独	3,911,616	9.0	2,787,917			
寄附金	48,952	0.1	-	-	災害復旧事業費	0	0.0	0			
繰入金	1,176,612	2.6	-	-	失業対策事業費	0	0.0	0	税等総額 31,394,842千円		
繰越金	1,335,803	3.0	-	-							
諸収入	1,835,007	4.1	4,427	0.0							
地方債	2,696,408	6.0	(1,499,308)								
合計	45,206,708	100	24,314,853 (25,814,161)	100	合計	43,719,382	100	29,907,516			

市町村税							区分	決算額 千円	構成比 %	税等 千円
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額 × 100/75 千円	超過課税分収入済額 千円					
市町村個人分	5,861,196	31.5	△ 0.8	5,839,180	-	議会費	338,243	0.8	338,243	
市町村法人分	1,587,156	8.5	△ 46.5	2,361,701	206,202	総務費	7,155,196	16.4	4,420,161	
固定資産税	9,056,292	48.7	1.1	8,954,885	-	民生費	14,019,677	32.1	7,497,299	
軽自動車税	256,397	1.4	2.5	258,797	-	衛生費	3,176,367	7.3	2,672,650	
市町村たばこ税	775,402	4.2	△ 4.2	781,532	-	労働費	445,491	1.0	23,548	
小計	17,536,443	94.3	△ 7.2	18,196,095	206,202	農林水産業費	578,977	1.3	508,307	
						商工費	1,917,136	4.4	952,409	
法定外普通税	-	-	-	-	-	土木費	5,468,033	12.5	4,080,439	
旧法による税	-	-	-	-	-	消防費	1,446,245	3.3	1,311,624	
目的税	1,051,193	5.7	△ 1.8			教育費	3,560,543	8.1	2,730,622	
内 都市計画税	1,050,824	5.7	△ 1.8			災害復旧費	0	0.0	0	
内 入湯税	369	0.0	△ 20.0			公債費	5,511,892	12.6	5,270,632	
合計	18,587,636	100	△ 6.9	18,196,095	206,202	諸支出金	101,582	0.2	101,582	
						合計	43,719,382	100	29,907,516	

適用税率の状況					区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %	
市民税個人分	均等割	3,000円	市民税法人分	均等割	50,000円~3,000,000円				
	所得割	標準税率に対する比率 1.0		法人税割	14.7/100	市町村民税	98.1	31.4	95.2
				固定資産税	1.4/100	固定資産税	98.2	21.9	93.8
						合計	98.2	25.5	94.6

## (2) 一般会計決算の推移 (款別)

## ア 歳入

(単位：千円・%)

年度 区分	19		20		21	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	21,865,648	50.3	19,968,847	47.7	18,587,636	41.2
地 方 譲 与 税	406,496	0.9	397,801	1.0	370,812	0.8
利 子 割 交 付 金	84,573	0.2	90,761	0.2	76,869	0.2
配 当 割 交 付 金	64,656	0.2	24,837	0.1	19,600	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	41,152	0.1	12,692	0.0	11,652	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	1,179,729	2.7	1,098,318	2.6	1,118,475	2.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,902	0.1	47,830	0.1	47,120	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	137,253	0.3	122,728	0.3	74,854	0.2
地 方 特 例 交 付 金	120,212	0.3	205,516	0.5	200,689	0.4
地 方 交 付 税	3,223,558	7.4	2,628,358	6.3	5,555,417	12.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,143	0.1	25,334	0.1	25,541	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	807,301	1.9	772,003	1.8	782,883	1.7
使 用 料 及 び 手 数 料	788,413	1.8	815,912	1.9	794,636	1.8
国 庫 支 出 金	4,673,085	10.8	4,803,443	11.5	7,845,813	17.4
県 支 出 金	2,221,675	5.1	2,199,849	5.3	2,396,611	5.3
財 産 収 入	236,333	0.5	137,819	0.3	189,299	0.4
寄 附 金	98,443	0.2	20,075	0.0	48,952	0.1
繰 入 金	492,437	1.1	1,151,306	2.8	1,064,962	2.4
繰 越 金	1,382,254	3.2	1,042,846	2.5	1,335,402	3.0
諸 収 入	1,918,689	4.4	1,756,914	4.2	1,930,840	4.3
市 債	3,669,300	8.4	4,527,237	10.8	2,601,808	5.8
合 計	43,487,252	100	41,850,426	100	45,079,871	100

## イ 歳出

(単位：千円・%)

年度 区分	19		20		21	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	354,313	0.8	343,302	0.8	338,243	0.8
総 務 費	4,951,269	11.7	4,563,024	11.3	7,181,112	16.5
民 生 費	13,159,625	31.0	13,606,491	33.6	14,069,902	32.3
衛 生 費	6,108,390	14.4	4,326,944	10.7	4,571,955	10.5
労 働 費	269,349	0.6	272,647	0.7	326,123	0.7
農 林 水 産 業 費	707,115	1.7	541,044	1.3	604,896	1.4
商 工 費	1,906,157	4.5	1,653,671	4.1	1,924,517	4.4
土 木 費	4,731,993	11.2	4,205,243	10.4	3,740,107	8.6
消 防 費	1,245,692	2.9	1,298,811	3.2	1,459,005	3.3
教 育 費	3,409,973	8.0	3,784,480	9.3	3,562,683	8.2
災 害 復 旧 費	42,784	0.1	1,207	0.0	—	0.0
公 債 費	5,429,824	12.8	5,916,748	14.6	5,814,169	13.3
諸 支 出 金	127,922	0.3	1,412	0.0	199	0.0
予 備 費	—	—	—	—	—	—
繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—
合 計	42,444,406	100	40,515,024	100	43,592,911	100

## (3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別	年度 区分	19			20			21		
		決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費		7,948,720	18.7	63,073	7,845,827	19.3	62,423	7,536,467	17.3	60,093
2. 物件費		5,694,999	13.4	45,190	5,497,048	13.6	43,735	5,885,111	13.5	46,926
3. 補助費等		1,428,457	3.4	11,335	2,357,293	5.8	18,755	5,102,755	11.7	40,688
4. 維持補修費		263,363	0.6	2,090	251,841	0.6	2,004	198,882	0.5	1,586
5. 扶助費		7,180,723	16.9	56,979	7,251,547	17.9	57,694	7,619,061	17.5	60,752
6. 建設事業費		6,088,694	14.4	48,313	5,343,434	13.2	42,513	5,558,302	12.7	44,320
(1) 普通建設 事業費		6,045,910	14.3	47,974	5,342,227	13.2	42,503	5,558,302	12.7	44,320
ア 補助		2,735,393	6.5	21,705	2,624,141	6.5	20,878	2,759,002	6.3	21,999
イ 単独		3,310,517	7.8	26,269	2,718,086	6.7	21,625	2,799,300	6.4	22,321
(2) 災害復旧 事業費		42,784	0.1	339	1,207	0.0	10	—	0.0	—
7. 出資金貸付金		993,766	2.3	7,886	1,177,289	2.9	9,367	1,069,732	2.5	8,530
8. 積立金		1,011,477	2.4	8,026	760,821	1.9	6,053	564,535	1.3	4,501
9. 繰出金		6,405,455	15.1	50,827	4,123,369	10.2	32,806	4,244,931	9.7	33,848
10. 公債費		5,428,752	12.8	43,077	5,906,555	14.6	46,993	5,813,135	13.3	46,352
歳出合計		42,444,406	100	336,796	40,515,024	100	322,343	43,592,911	100	347,595

## (4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	19		20		21	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		76,520	15,236	65,864	33,442	193,080	176,837
渡海船事業		124,660	124,660	124,551	124,551	121,678	121,678
交通災害共済事業		468	468	—	—	—	—
住宅新築資金等貸付事業		48,048	48,048	43,109	43,109	71,442	71,442
平尾墓園事業		18,970	18,970	23,305	23,305	117,247	117,247
公共下水道事業		7,599,544	7,588,759	7,165,722	7,160,724	7,732,013	7,715,983
国民健康保険事業		13,472,185	12,914,932	12,532,325	12,442,972	12,140,421	12,140,421
老人保健事業		14,224,009	14,224,009	1,378,997	1,242,096	146,472	28,371
介護保険事業		9,470,581	9,376,981	9,966,521	9,796,902	10,478,303	10,312,686
後期高齢者医療保険事業		—	—	1,413,861	1,353,845	1,483,131	1,413,085
計		45,034,985	44,312,063	32,714,255	32,220,946	32,483,787	32,097,750

## (5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

(単位：千円)

## ア 水道事業

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
17		1,884,740	1,651,186	233,554	231,156	877,775
18		1,850,410	1,681,782	168,628	260,906	912,158
19		1,855,253	1,661,539	193,714	280,288	1,280,035
20		1,820,250	1,641,968	178,282	274,320	1,097,956
21		1,808,700	1,600,102	208,598	279,292	925,334

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

## イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
17		233,550	161,061	72,489	14,192	90,028
18		242,090	158,410	83,680	0	73,980
19		240,984	161,501	79,483	20,453	84,891
20		233,281	164,139	69,142	0	122,214
21		227,743	182,896	44,847	25,815	46,494

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

## (6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度増減見込み		平成22年度末 見込額
			平成22年度中 起債見込額	平成22年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	1,632,174	1,343,735	330,300	309,013	1,365,022
民 生	453,359	396,937	1,161,900	57,339	1,501,498
衛 生	6,153,773	5,482,334	16,000	748,879	4,749,455
労 働	39,942	—	—	—	—
農 水	677,984	616,691	82,100	74,632	624,159
商 工	48,937	50,918	7,600	3,187	55,331
土 木	21,554,753	20,219,680	1,707,300	2,170,440	19,756,540
公 営 住 宅	1,197,172	1,049,330	1,900	154,641	896,589
消 防	460,692	457,610	43,100	62,254	438,456
教 育	2,779,870	2,513,818	1,462,600	266,802	3,709,616
災 害 復 旧	1,668,748	1,427,055	—	231,725	1,195,330
減 税 補 て ん 債	1,645,845	1,535,390	—	120,328	1,415,062
臨 時 税 収 補 て ん 債	477,619	428,675	—	49,927	378,748
臨 時 財 政 対 策 債	9,600,299	10,714,710	2,685,000	448,132	12,951,578
借 換 債	1,184,417	991,678	—	194,581	797,097
減 収 補 て ん 債	1,100,000	1,100,000	—	—	1,100,000
計	50,675,584	48,328,561	7,497,800	4,891,880	50,934,481
特 別 会 計					
貯 木 場 事 業	24,720	168,531	166,300	12,332	322,499
渡 海 船 事 業	106,294	95,033	—	11,335	83,698
住宅新築資金等貸付事業	112,765	48,966	—	15,302	33,664
平 尾 墓 園 事 業	31,188	131,817	—	4,332	127,485
公 共 下 水 道 事 業	36,788,144	37,080,669	2,208,000	1,741,069	37,547,600
工 業 用 地 造 成 事 業	—	—	500,000	—	500,000
計	37,063,111	37,525,016	2,874,300	1,784,370	38,614,946

(単位：千円)

区 分	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度増減見込み		平成22年度末 見込額
			平成22年度中 起債見込額	平成22年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,595,472	5,477,779	150,000	271,807	5,355,972
工 業 用 水 道 事 業	75,066	64,873	0	10,711	54,162
計	5,670,538	5,542,652	150,000	282,518	5,410,134

## (7) 普通会計決算額(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	17	18	19	20	21
歳入総額	㉑	47,048,458	43,701,323	43,534,978	41,801,744	45,206,708
歳出総額	㉒	45,857,609	42,318,668	42,491,731	40,465,941	43,719,382
歳入歳出差引額	(㉑ - ㉒) ㉓	1,190,849	1,382,655	1,043,247	1,335,803	1,487,326
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	797,588	416,932	60,762	384,671	531,028
実質収支	(㉓ - ㉔) ㉕	393,261	965,723	982,485	951,132	956,298
単年度収支	㉖	△ 415,075	572,462	16,762	△ 31,353	5,166
積立金	㉗	1,835,797	960,664	261,990	11,769	510,000
繰上償還金	㉘	-	-	88,673	226,663	136,017
積立金取り崩し額	㉙	340,000	143,043	-	493,713	1,010,000
実質単年度収支	(㉖ + ㉗ + ㉘ - ㉙)	1,080,722	1,390,083	367,425	△ 286,634	△ 358,817
基準財政需要額	注：1	19,644,072	19,324,798	18,898,510	19,755,139	20,382,397
基準財政収入額	注：2	13,318,021	15,132,948	16,491,619	17,961,116	15,680,749
標準財政規模	注：3	23,906,422	24,062,333	23,972,938	26,205,561	26,644,710
財政力指数	単年度	0.678	0.783	0.873	0.909	0.769
	三年平均	0.681	0.717	0.778	0.855	0.850
実質収支比率	(%) 注：5	1.6	4.0	3.9	3.6	3.6
公債費比率	(%) 注：6	13.6	13.5	13.9	12.0	8.9
起債制限比率	(%) 注：7	9.7	9.7	10.1	10.0	8.7
積立金現在高		8,888,342	10,819,944	11,426,966	10,961,369	10,460,366
地方債現在高		49,314,584	49,997,984	49,320,220	49,148,227	47,146,269
債務負担行為額		826,247	1,545,671	1,280,385	1,020,351	765,250
経常一般財源比率	(%) 注：8	105.8	104.2	106.2	87.1	91.3
経常収支比率	(%) 注：9	( 84.5) 79.9	( 86.0) 81.8	( 88.0) 84.6	( 91.9) 85.4	( 86.3) 81.2

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{児童手当特例交付金}) \times \frac{100}{75} + (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額})$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高

いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A：元利償還金

B：公債費充当特定財源

C：普通交付税で災害復旧費等基準財政需要額に算入されたもの

注：7 起債制限比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債許可が制限されていた。

平成18年度からは、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、新たに「実質公債費比率」という指標によって起債の発行が制限されることとなった。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} - (C + D)} \times 100$$

A：元利償還金

- B：公債費充当特定財源
- C：普通交付税で災害復旧費等  
基準財政需要額に算入され  
たもの
- D：普通交付税で事業費補正により  
基準財政需要額に算入されたもの

注：8 経常一般財源比率

基準財政規模に対する経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入）の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{基準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費（人件費、扶助費、公債費等）に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当の一般財源} \div (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%)$$

なお、表内( )は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を、平成21年度は経常一般財源から臨時財政対策債を除いたものである。

